

告 示

埼玉県告示第千百八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

島田 芳隆	河野 雄亮	山口 博	鎌田 智彦	佐藤 信之	医師の氏名
じん臓機能障害	視覚障害	肢体不自由	心臓機能障害	視覚障害	指定障害区分
北里大学メデイカルセンター	北里大学メデイカルセンター	医療法人 山口内科クリニック	医療法人寿鶴会 菅野病院	北里大学メデイカルセンター	医療機関の名称
北本市荒井六一百	北本市荒井六一百	鴻巣市本町四一―十一	和光市本町二十八―三	北本市荒井六一百	医療機関の所在地
令和六年六月二十日	令和六年三月三十一日	令和五年十月三日	令和五年四月三十日	令和元年九月三十日	辞退年月日

村木輝	若山徹	沖永明	高柳裕子
肝臓機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害	肢体不自由	視覚障害
蓮田病院 医療法人社団顕正会	わかやま耳鼻咽喉科クリニック	沖永整形外科 医療法人社団永和会	上尾眼科
蓮田市根金千六百六十二一	鴻巣市本町三十一十六	戸田市新曾八百九十六一レクセル戸田	上尾市上町一―一十五
令和六年九月三十日	令和六年八月二日	令和六年七月三十日	令和六年七月二十九日